

監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和3年3月5日付け出総第337号）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

2 兼務できる工事

兼務できる工事は、以下の基準を全て満たすものとする。

- (1) 予定価格が3億円（税込）未満の工事であること。
- (2) 技術難易度が高い工事（本県総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型等）でないこと。
- (3) 工事場所が同一の振興局等地區又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地區	所管区域（市町村）
盛岡広域振興局	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
県南広域振興局本局	奥州市 金ヶ崎町
花巻地区	花巻市 遠野市
	北上市 西和賀町
	一関市 平泉町
沿岸広域振興局本局	釜石市 大槌町
宮古地区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村
	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局本局	久慈市 普代村 洋野町 野田村
二戸地区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

- (4) 発注者が兼務を認めている工事であること（国、市町村等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能）。
- (5) 現場代理人を兼務していないこと（ただし、監理技術者補佐は現場代理人を兼務できる。）。
- (6) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。
- (7) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

3 兼務の条件

- (1) 兼務する2件の工事に、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置すること。
- (2) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は、認めないもの。）。
- (3) 監理技術者に求められる責務は変わらないこと。また、主要な会議への参加、主要な工程の立ち合いなど、あらかじめ発注者に説明すること。

4 手続

- (1) 受注者は監理技術者を兼務させようとする場合は、「監理技術者の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格を有する書類を添付し発注者に届出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「監理技術者の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。